

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略)</p> <p><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略)</p>	
<p>(てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、輸出契約（輸出契約のみに該当する場合のほか、この約款に基づく保険契約の締結後、当該輸出契約の内容の変更等により、当該一の契約に仲介貿易契約又は技術提供契約が含まれることとなった場合であって、仲介貿易契約に係る代金又は技術提供契約に係る技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価が輸出契約に係る代金の額以下である場合を含む。ただし、特段の定めがない限り、保険契約の対象とはならない部分（以下「無付保部分」という。）を除く。以下同じ。）に基づいて輸出貨物を輸出した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p><u>十一 輸出契約の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）</u></p> <p>十二 輸出契約の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	<p>(てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、輸出契約（輸出契約のみに該当する場合のほか、この約款に基づく保険契約の締結後、当該輸出契約の内容の変更等により、当該一の契約に仲介貿易契約又は技術提供契約が含まれることとなった場合であって、仲介貿易契約に係る代金又は技術提供契約に係る技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価が輸出契約に係る代金の額以下である場合を含む。ただし、特段の定めがない限り、保険契約の対象とはならない部分（以下「無付保部分」という。）を除く。以下同じ。）に基づいて輸出貨物を輸出した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 輸出契約の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	
<p>(損失額)</p>	<p>(損失額)</p>	

<p>第3条 前条のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、前条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（前条第12号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した時）までに回収することができない代金の額から次の各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>第3条 前条のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、前条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（前条第11号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した時）までに回収することができない代金の額から次の各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>一～四 （略）</p>	
<p>（免責）</p> <p>第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 保険契約の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第2条第10号から第12号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>九～十一 （略）</p>	<p>（免責）</p> <p>第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 保険契約の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第2条第10号又は第11号のいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>九～十一 （略）</p>	
<p>（保険金の請求）</p> <p>第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第27条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。）、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第12条第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、</p>	<p>（保険金の請求）</p> <p>第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第27条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。）、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第12条第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、</p>	

<p>本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、第12条に定める損失等発生通知を行った日以降、決済期限から9月以内（第2条第12号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日以降、決済期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、第12条に定める損失等発生通知を行った日以降、決済期限から9月以内（第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日以降、決済期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第22条 保険金請求権は、決済期限（第2条第12号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第22条 保険金請求権は、決済期限（第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(決済期限前の請求)</p> <p>第23条 被保険者は、決済期限前において、第2条各号のいずれかに該当する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(決済期限前の請求)</p> <p>第23条 被保険者は、決済期限前において、第2条各号のいずれかに該当する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(回収の主体)</p> <p>第27条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約（無付保部分を含む。）に係る権利について、権利行使等の委任を行わなければならない（ただし、無付保部分に係る権利について被保険者の他に、質権者、譲渡担保権者その他の権利者（以下「担保権者等」という。）が存在する場</p>	<p>(回収の主体)</p> <p>第27条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約（無付保部分を含む。）に係る権利について、権利行使等の委任を行わなければならない（ただし、無付保部分に係る権利について被保険者の他に、質権者、譲渡担保権者その他の権利者（以下「担保権者等」という。）が存在する場</p>	

<p>合には、担保権者等の同意を得るよう努めるものとし、当該同意を得られた場合に限り当該委任を行わなければならない。)。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>合には、担保権者等の同意を得るよう努めるものとし、当該同意を得られた場合に限り当該委任を行わなければならない。)。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		